

第三百三十一回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第三号

平成六年十月二十七日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君

理事 塩谷 立君

理事 中馬 弘毅君

理事 山名 靖英君

理事 米田 建三君

理事 石橋 一弥君

理事 田中 直紀君

理事 蓮実 進君

理事 平林 鴻三君

理事 長内 順一君

理事 佐藤 茂樹君

理事 池田 隆一君

理事 島山健治郎君

理事 前原 誠司君

理事 遠藤 利明君

出席國務大臣

自治大臣 野中 広務君

出席府政委員

警察庁長官官房 山本 博一君

総務審議官 秋本 敏文君

自治大臣官房長 吉田 弘正君

自治省行政局長 鈴木 正明君

自治省行政局長 務員部長 鈴木 正明君

委員外の出席者

地方行政委員会 前川 尚美君

調査室長

委員の異動

十月二十六日

辞任

栗原 裕康君

田中 直紀君

補欠選任

高橋 辰夫君

山中 貞則君

同日 長内 順一君 太田 昭宏君

同日 高橋 辰夫君 栗原 裕康君

同日 山中 貞則君 田中 直紀君

同日 太田 昭宏君 長内 順一君

同日 同月二十七日

同日 青山 丘君 川端 達夫君

同日 遠藤 登君 山崎 泉君

同日 加藤 万吉君 今村 修君

同日 遠藤 利明君 石井 紘基君

同日 同日

同日 川端 達夫君 青山 丘君

同日 今村 修君 加藤 万吉君

同日 山崎 泉君 遠藤 登君

同日 石井 紘基君 遠藤 利明君

同日 補欠選任

同日 川端 達夫君 青山 丘君

同日 今村 修君 加藤 万吉君

同日 山崎 泉君 遠藤 登君

同日 石井 紘基君 遠藤 利明君

同日 本日

同日 本日の会議に付した案件

同日 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十九回国会開法第五号)

同日 〇栗屋委員長 これより会議を開きます。

同日 第百二十九回国会、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

同日 本案に対する質疑は、去る二十五日に終了いたしました。

同日 〇山名委員 私は、自由民主党、改革、日本社会

同日 党・護憲民主連合、新党さきがけ、民主新党クラ

同日 プを代表いたしまして、ただいま議題となりました

同日 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

同日 案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及

同日 びその内容を御説明申し上げます。

同日 〇山名委員 私は、自由民主党、改革、日本社会

同日 党・護憲民主連合、新党さきがけ、民主新党クラ

同日 プを代表いたしまして、ただいま議題となりました

提出者から趣旨の説明を求めます。山名靖英君。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

〇山名委員 私は、自由民主党、改革、日本社会

党・護憲民主連合、新党さきがけ、民主新党クラ

プを代表いたしまして、ただいま議題となりました

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及

びその内容を御説明申し上げます。

まず、政府原案におきましては、退職共済年金

等の受給権者が組合員である間に受給する年金と

給与との併給調整の基準額を二十万円とすること

としておりますが、高齢者の就業促進の観点か

ら、本修正案では、その基準額を二十二万円に引

き上げることとしております。

次に、政府原案におきましては、雇用保険法の

失業給付受給中の退職共済年金の支給停止を平成

八年四月一日から、また、高齢者雇用継続給付受

給中の退職共済年金の調整を平成九年四月一日か

らそれぞれ実施することとしておりますが、近年

の雇用状況等を勘案して、本修正案では、ともに

平成十年四月一日に繰り延べて実施することとい

たしております。

さらに、政府原案において、平成六年十月一日

を施行期日としている事項につきましては、施行

期日が既に経過しているため、公布の日から施行

するとともに、年金額の改善措置については、平

成六年十月一日から適用することとしていたしてお

ります。

以上が本修正案の概要であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

〇栗屋委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

〇栗屋委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

〇穀田委員 私は、日本共産党を代表して、政府

提出の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、退職者の生活を脅かすものだからです。そもそも共済制度の最大の目的は、組合員とその家族の現在及び将来の生活の安定を図ることです。そうした制度的な保障があるからこそ職員が安心して職務に専念することができ、それが結果として住民の負担に代えることになるのです。ところが法案は、年金支給開始年齢を六十五歳に先送りして、六十歳支給という年金に対する組合員の期待を裏切り、その間支給される給料比例部分相当額は、現行年金額のはば半分程度という、額の上でも極めて不十分なもので

す。

総務庁の家計調査年報によれば、六十歳から六十四歳の世帯主の消費支出は、三十三万三千五百九十四円という調査結果が出ています。一方、新たに年金受給者となった地方公務員一人当たりの年金額は、二百六十三万一千六百二十八円、月に直せば二十二万弱であります。このように、現状でも年金額は生活費の七割程度というのが実態です。

既に一九八五年の改悪で、三割の年金の額の削減が行われ、今回さらにそれを半分にしようという、これではどうして生活できるでしょうか。将来の生活保障という共済制度の根幹を揺るがすもの

です。

〇山名委員 私は、自由民主党、改革、日本社会

党・護憲民主連合、新党さきがけ、民主新党クラ

プを代表いたしまして、ただいま議題となりました

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及

びその内容を御説明申し上げます。

まず、政府原案におきましては、退職共済年金

等の受給権者が組合員である間に受給する年金と

給与との併給調整の基準額を二十万円とすること

としておりますが、高齢者の就業促進の観点か

ら、本修正案では、その基準額を二十二万円に引

き上げることとしております。

次に、政府原案におきましては、雇用保険法の

失業給付受給中の退職共済年金の支給停止を平成

八年四月一日から、また、高齢者雇用継続給付受

給中の退職共済年金の調整を平成九年四月一日か

らそれぞれ実施することとしておりますが、近年

の雇用状況等を勘案して、本修正案では、ともに

平成十年四月一日に繰り延べて実施することとい

たしております。

さらに、政府原案において、平成六年十月一日

を施行期日としている事項につきましては、施行

期日が既に経過しているため、公布の日から施行

するとともに、年金額の改善措置については、平

と言わなければなりません。

その分、雇用、賃金で捕てんすると言われますが、全国的に六十歳前半の有効求人倍率は〇・〇八倍、十人に一人仕事があるかないかでありまして、高齢者雇用の厳しさは、この数年変わっておりません。幸いにも職を得たとしても、そのほとんどが臨時雇託という低賃金雇用を前提としたものです。

また、地方公務員の場合、定年退職後に職を求めず年金生活に入る人は約六割に上りますが、その最大の理由が体力的限界、健康上の問題であります。六十歳代前半の年金額の削減は、こうした働き続ける上で健康上に不安がある人についても労働を強制する結果になります。

第二に、現役組合員の掛金負担の増大の問題です。この十二月には五年に一度の年金財政再計算が行われ、組合員の掛金の引き上げは必至です。加えて法案には、ボーナスからも特別保険料を徴収するという、組合員に新たな負担を求める内容が含まれています。しかも徴収された特別保険料は、年金財政に積み立てられるとはいえず、将来の年金額に反映することなく、本人にとって全くの掛け捨てというものです。月収を抑えてボーナスを増額するということは正の理由にしています。徴収金額を将来の年金額に反映することは、技術的にも可能であり、それをしなかったことは、現役組合員に負担だけを求めたものと言わざるを得ません。同時に、徴収された掛金は、平均給料月額を通じた将来の年金額に反映されるという、掛金と年金支給額との関連を遮断する、現行制度の質的な改変をもたらすものとして重大な意味を持つものです。

以上、主な反対理由を述べましたが、このほかにも、共済年金の再評価方式の見直し、失業給付との併給停止など、現役組合員には負担増を、そして年金受給者には給付の削減を強要する内容が含まれており、修正案は、ごく部分的改善ではあります。今述べた年金の大改悪の根幹を何ら変えるものではありませんので反対します。そして

法案には反対であることを表明して、討論を終わります。

○票屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○票屋委員長 これより採決に入ります。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山名靖英君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○票屋委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○票屋委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める〕

○票屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○票屋委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十七分散会

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会開法第五一号）に対する委員会修正

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち地方公務員等共済組合法第八十一条第二項及び第九十二条第二項の改正規定中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二条のうち地方公務員等共済組合法第四十二条第二項の表の改正規定中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第六条のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第四十二条第二項及び附則第八十二条第二項の改正規定中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「平成六年十月一日」を「公布の日」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「（同法附則第二十六條の二に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項を」及び附則第九條に、「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「及び第三号を削り、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第一条中地方公務員等共済組合法第四十四条第一項、第百四十四條第四項及び附則第三十三條の改正規定並びに次条及び附則第五條の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中地方公務員等共済組合法第四十八條、第百四十九條及び第百七十三條の改正規定並びに附則第十一條の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

附則第一条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四條の二第一項、第八十條第二項、第八十七條第三項及び第四項、第八十八條第三項、第九十九條の二第三項、第九十九條の三、附則第十四條の八並びに附則第二十条第一項の規定、第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

第十三條第一項の規定、第五條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項から第五項まで、附則第十七條第二項、附則第十九條第四項、附則第四十三條第一項、附則第四十六條第一項、附則第四十七條第一項、附則第四十八條第一項及び第二項、附則第五十一條、附則第五十四條第一項、附則第六十一條第一項、附則第六十三條第一項、附則第七十二條第一項、附則第七十六條第一項、附則第九十五條第一項、附則第九十八條第一項並びに附則第一百五條の規定並びに附則第六條第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

附則第二条中「（施行期日等）」の下に「の属する月の翌月の初日」を加え、「（施行期日等）」を「同日」に改める。

附則第三条第一項中「附則第一條第一項」を「附則第一條第一項第三号」に改める。

附則第五條中「平成六年十月分」を「施行日の属する月の翌月分」に、「同年九月分」を「施行日の属する月分」に改める。

附則第八條第一項及び第二項中「平成六年十月一日」及び「同日」を「施行日」に、「同月二日」を「施行日の翌日」に改める。

附則第九條第一項中「附則第二十六條の二の下に」及び第二十六條の三を加え、「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に改め、同条第二項を削る。

附則第十條第一項中「この法律の公布の日」及び「同日」を「施行日」に改め、同条第二項中「この法律の公布の日」を「施行日」に改める。

附則第十一條中「（施行）」の下に「（附則第一條第一項第二号の規定による施行をいう。）」を加える。

附則第十二條の規定による施行をいう。）」を加える。

附則第十三條の規定による施行をいう。）」を加える。

附則第十四條の規定による施行をいう。）」を加える。